

1. 法人税

❖ パートナーとの連結取引がある企業

2021年6月29日付、ハノイ市税務局は連結取引確定についてのオフィシャルレター・第23820/CTHN-TTHT号を回答しました。

他の企業からどのような形式でも資本を借り入れ、融資条件が借り入れ企業の所有者の出資資本の少なくとも25%であり、企業の中長期債務の総額の50%以上を占める会社の場合、政令・第132/2020/NĐ-CP号の第5条2項d号の規定に従って、会社及び関係当事者は連結関係があると確定されます。

双方で連結関係が発生した際、政令・第132/2020/NĐ-CP号の第1条2項の規定に従って双方間で発生した取引は連結取引になります。

2. 付加価値税

❖ 輸出加工企業の外国へのサービス提供活動に対する付加価値税

2021年6月25日付、ハノイ市税務局は輸出加工企業の外国へのサービス提供活動に対する付加価値税及び領収書使用についてのオフィシャルレター・第23122/CTHN-TTHT号を回答しました。

輸出加工企業であり、外国（ベトナム領土外）へ設計サービス、市場研究及び生産管理コンサルティング活動の供給が発生する会社の場合、2013年12月31日付けの通達・第219/2013/TT-BTC号の第4条20項の規定に従い、付加価値税の課税対象になりません。

上記のサービス提供活動に対し、会社は2014年8月25日付けの通達・第119/2014/TT-BTC号の第3条7項にある規定に従って、会社は商業領収書を使用します。

3. 個人所得税

❖ 所得の支払が発生しない組織、個人の個人所得税の申告

2021年7月1日付、税務総局は、所得の支払が発生しない組織、個人の個人所得税の申告の

案内をするオフィシャルレター・第2393/TCT-DNNCN号を発行、以下の様になります。

2012年11月22日付けの個人所得税法の一部の条項の修正、補足法の第1条6項及び2020年10月19日付け政府発行の政令・第126/2020/NĐ-CP号と共に公布した税務申告リストの付録1の第9項9.9号に従い、組織、個人は個人所得税の課税所得の支払が発生する場合にのみだけ個人所得税の申告対象に属します。

したがって、組織、個人は月/四半期に個人所得税の課税所得の支払が発生しない場合、その月/四半期に個人所得税の申告は必要になりません。

4. 領収書

❖ 税務機関から購入した領収書を使用中の電子領収書の使用

2021年7月9日付、ハノイ市税務局は電子領収書の使用案内、オフィシャルレター・第26250/CTHN-TTHT号を発行、以下の様になります。

2011年3月14日付け財務省の通達・第32/2011/TT-BTC号の第7条1項、第4条2項の規定に従って、領収書を初期化する条件を満たした会社、企業の場合、電子領収書の使用ができます。使用の前に、会社、企業は財務省の通達・第32/2011/TT-BTC号の第7条2項に従って、電子領収書使用の要請が必要になります。

会社、企業は財務省の通達・第39/2014/TT-BTC号にある規定に従って、電子領収書を使い始めた日から税務機関から購入した領収書を停止、税務機関からの購入した領収書を取り消し、これらの領収書は続けて使用しません。

❖ 電子領収書から紙領収書への切り替え

2021年7月7日付、ハノイ市税務局はオフィシャルレター・第25313/CTHN-TTHT号を発行し、以下の様に案内しました。

流通過程で有形商品の原産地を証明する為、電子領収書から紙領収書に一（1）回だけ切り替える場合、電子領収書から紙領収書への切り替えは通達・第32/2011/TT-BTC号の第12条2,3,4項の規定を満たさなければならず、法に

おける代表者の署名、売手の印章が必要になります。

会計証憑書類を保管する為、電子領収書から紙領収書に切り替える場合、電子領収書から紙領収書への切り替えは通達・第 32/2011/TT-BTC 号の第 12 条 2,3,4 項の規定だけを満たせば良いです。

5. 労務

❖ 副首相は、新型コロナウイルス感染症の影響で困難を抱えている労働者及び雇用者への一部の支援政策実施に関する規定、2021 年 7 月 7 日より有効の決定・第 23/2021/QĐ-TTg 号に署名しました。具体的には以下の様になります。

労働災害、職業病保険料納付の減額

i. 支援対象

- 社会保険法及び労働安全衛生法に従って労働災害、職業病の保険制度の適用対象に属する労働者に労働災害、職業病の保険基金に納付する雇用者（国家予算から給与を受け取る国立事業単位、行政機関、党、国家の機関の労働者、幹部、公務員、人民軍を除く）
- 労働者が Covid-19 を予防する為、雇用者は労働者に労働災害、職業病の保険基金への納付の減額分を全部支援します。

ii. 納付額の程度及び労働災害、職業病の保険基金への納付の適用期間

- 納付額の程度：社会保険料の支払いを基本とし、給与の 0%
- 適用期間：12 ヶ月、2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで

労働者及び雇用者の年金、死亡手当基金への保険料の納付の一時停止への支援

i. 支援対象

社会保険法の第 2 条に従う強制社会保険加入対象に属する労働者及び雇用者

ii. 支援条件

- Covid-19 流行の影響で、2021 年 4 月までに、申請時に社会保険の加入労働者数が 15%以上減少した場合、社会保険料を全部納付、もしくは年金、死亡手当基金への納付を一時停止している雇用者。減少される社会保険の加入労働者数は以下が含まれます。

- a) 2021 年 5 月 1 日から雇用者の書面による支援申請の日までの期間に法律に従う労働契約または勤務契約を終了する従業員数から新規労働契約又は勤務契約を締結する従業員数を差し引いた労働者数
- b) 労働契約を一時停止期間であり、月に 14 勤務日以上労働契約実行を停止している労働者数
- c) 無給休暇期間であり、月に 14 勤務日以上無給休暇で休んでいる労働者数
- d) 休業期間であり、月に 14 勤務日以上休業中の労働者数

- 上記に言及される社会保険の加入労働者数は無期限労働契約、一ヶ月以上の有期限労働契約、勤務契約で働く人、企業の管理者、給与を受け取る協同組合の管理者だけが含まれます。2021 年 5 月 1 日から年金を受給し、退職した労働者は除きます。

iii. 年金、死亡手当基金への納付の一時停止期間

- 雇用者及び労働者は本決定の第 5 条の条件を満たした場合、申請から 6 ヶ月は年金、死亡手当基金への保険料の納付を一時停止することができます。
- 2020 年 4 月 9 日の政府の議決・第 42/NQ-CP 号及び 2020 年 10 月 19 日の議決・第 154/NQ-CP 号の規定に従って、年金、死亡手当基金への保険料の納付を一時停止することを解決したケースに対しては、本決定の条件を満たし、年金、死亡手当基金への保険料の納付を一時停止することが解決される場合、Covid-19 の影響による年金、死亡手当基金への納付の一時停止期間は合計で 12 ヶ月を超えてはなりません。

雇用を維持するために労働者に対する訓練、養成、職業スキル向上をする雇用者に対する支援

i. 支援の対象・条件

失業保険に加入（雇用法の第 43 条 3 項に従って）して 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日までの間に支援の申請を提出する雇用者は以下の条件を十分に満たす場合、支援を受けられます。

- a) 支援の申請書を提出する時点まで失業保険に加入すべき労働者に対して12ヶ月以上、十分支払っていること
- b) 労働法の第42条1項の規定により技術又は構築を変更しなければならないこと
- c) 支援の申請書を提出時点の直近の四半期の売上高が2019年若しくは2020年の当期より10%以上減少していること
- d) 労働者の雇用を維持するために本決定に添付する付録のForm2に従い、訓練、養成、職業スキル向上のプランを作成若しくは職業訓練施設と協力してプランを作成していること

ii. 支援金の額、支援期間と支給方法

- 訓練、養成、職業スキル向上のための支援金の額は**最大 1,500,000 ドン/労働者/月**です。具体的な支援金額はそれぞれの職業又はコースに従った実際の訓練期間より計算されます。訓練、養成、職業スキル向上のためのコースが1ヶ月に満たないのであれば原則、次のように支援金の額を確定します。
 - ◆ 15日間未満の場合は1/2月分
 - ◆ 15日間以上の場合は1ヶ月分
- 訓練、養成、職業スキル向上のためのコースの費用が、本条項の規定で支援される額より高い場合、超過分は雇用者の負担になります。
- 支援期間：**最大6ヶ月間**
- 支給方法：承認された訓練、養成、職業スキル向上のためのコースの支援措置として雇用者に直接支給します。

労働契約の履行を一時停止する又は無給休暇を取る労働者に対する支援

i. 支援の対象・条件

- 2021年5月1日から2021年12月31日までの間で労働契約が有効である期間において連続的に労働契約の履行を15日間以上停止する又は無給休暇を15日以上取得する場合
- 労働契約の履行を停止する又は無給休暇を取得する時点の直近月に社会保険に加入している場合

ii. 支援金の額と支給方法

- 支援金の額：
 - a) **1,855,000 ドン/人** - 15日間から1ヶ月未満(30日間)まで労働契約の履行を一時停止する又は無給休暇を取る労働者
 - b) **3,710,000 ドン/人** - 1ヶ月間(30日間)以上労働契約の履行を一時停止する又は無給休暇を取る労働者
- 妊婦の労働者に対しては更に1,000,000 ドン/人を支援します。
- 6歳未満の実子又は養子を育てている又は6歳未満の幼児を実親の代わりに育ている労働者に対して更に1,000,000 ドン/子を支援します。但し、父又は母、又は扶養者のいずれか一人にだけ支援されます。
- 支給方法：労働者への一回きりの支給

休業をしている労働者に対する支援政策

i. 支援の対象・条件

- 労働契約で労働し、**労働法の第99条3項**に従い、医療隔離しなければならない対象に該当する又は国家の管轄機関からの要請により封鎖される地域において、2021年5月1日から2021年12月31日までの間に14日間以上休業をさせられる労働者
- **労働法の第99条3項**に従って、休業をする時点の直近の月まで社会保険に加入している労働者

ii. 支援金の額と支給方法

- 支援金の額は：**1,000,000 ドン/人**
- 妊婦の労働者に対しては更に1,000,000 ドン/人を支援します。
- 6歳未満の実子又は養子を育てている又は6歳未満の幼児を実親の代わりに育ている労働者に対して更に1,000,000 ドン/子を支援します。但し、父又は母、又は扶養者のいずれか一人にだけ支援されます。
- 支援方法：労働者への一回きりの支給

労働契約を終了するが失業手当を受ける条件を満たさない労働者に対する支援

i. 支援の対象・条件

- 労働契約を終了する時点の直近月まで社会保険に加入している労働者

- 2021年5月1日から2021年12月31日までの間に労働契約を終了するが失業手当受給の条件を満たさない労働者。以下の場合はこの限りではありません。

- a) 労働者が違法で一方向的に労働契約を解除する場合
- b) 毎月労働能力喪失手当又は年金を受けている場合

ii. 支援金の額と支給方法

- 支援金の額：3,710,000 ドン/人
- 妊婦の労働者に対しては更に 1,000,000 ドン/人を支援します。
- 6歳未満の実子又は養子を育てている又は6歳未満の幼児を実親の代わり育てている労働者に対して更に 1,000,000 ドン/子を支援します。但し、父又は母、又は扶養者のいずれか一人にだけ支援されます。
- 支援方法：労働者への一回きりの支給

COVID-19 の治療中、医療隔離中の子供と労働者に対する支援

i. 支援の対象

COVID-19 を治療中 (F0) 又は管轄機関の決定により COVID-19 を予防するために隔離中 (F1) の子供(子供法の規定にて 16 歳未満である人) 及び労働者

ii. 支援金の額と支援期間

- 2021年4月27日から2021年12月31日までの間に COVID-19 を治療中の人 (F0) に対して食事補助として 80,000 ドン/人/日を支援します。支援期間は実際の治療期間によりますが最大で 45 日間です。

- 管轄機関の決定により 2021年4月27日から2021年12月31日までの間に隔離される人 (F1) に対して食事補助として 80,000 ドン/人/日を支援します。但し、最大で 21 日間です。

個人事業主に対する支援

i. 支援の対象・条件

個人事業主は以下の条件を十分に満たす場合、支援金を受けることができます。

- 経営登録、税務登録している
- COVID-19 を予防する為に国家の管轄機関の要請により 2021年5月1日から2021年12月31日までの間に連続的に稼働を 15 日間以上停止した個人事業主

ii. 支援金の額と支給方法

- 支援金の額：3,000,000 ドン/個人事業主
- 支給方法：個人事業主への 1 回きりの支給

上記の支援の他に本決定には休業又は生産復興のときの給料を支払えるように資本ローン借りる雇用者に対する支援、稼働を停止させられる個人事業主に対する支援、契約を締結せず失業する労働者に対する支援などに対する具体的な申請書類及びプロセス、手続きが規定されています。

地方、町、村の人民委員会、企業の役員、雇用者、市場の管理委員会は責任を持ちフォームに従って上記の支援の対象に該当する労働者の名簿を作成して 2021年7月15日までに国家の管轄機関へ送付します。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。